

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年10月15日

収支等命令者

佐賀県立唐津青翔高等学校長 山口 敦

1 競争入札に付する事項

- (1) 品 名 唐津青翔高等学校校舎リノベーションに伴う理科備品一式
- (2) 規格・数量 仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和 8 年 2 月 6 日
- (4) 納 入 場 所 佐賀県立唐津青翔高等学校（東松浦郡玄海町新田1809－11）
- (5) 契 約 期 間 契約締結日から令和 8 年 2 月 6 日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続き等に関する事項

(1) 担当所属

佐賀県立唐津青翔高等学校 (〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809 - 11)

・電話番号 0955-52-2347

・電子メールアドレス karatsuseishoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係書類の交付方法等

令和7年10月15日(水)の午前10時から令和7年10月29日(水)の午後3時までの間、佐賀県のホームページで公開する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年11月5日(水) 午前10時

イ 場 所 **【佐賀県立唐津青翔高等学校 会議室】**

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、様式1「入札参加資格確認申請書」、様式2「営業概要書」を令和7年10月29日(水)午後3時までに上記3(1)の担当所属に提出(期日までに必着)しなければならない。

(6) 入札参加資格の確認結果は、令和7年10月31日(金)までに通知する。

(7) 応札物品の承認について

仕様書に記載の参考品以外で応札する場合は、事前に様式7「応札物品承認申請書」を提出し、応札しようとしている物品について承認を得ること。

令和7年10月24日(金)午後3時までに別添仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付の上、(1)の電子メールアドレスへ提出し、承認を受けること。

なお、同等品として承認を受けた物品のメーカー・型番は、応札予定者すべてに連絡する。

また承認を受けていない物品での応札は無効とする。

(8) 契約内容等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書(様式6)に質問内容を記載し、令和7年10月22日(水)午後3時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和7年10月23日(木)までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで送付する。

なお、回答日時以降に入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールで回答を送付する。

4 開札に関する事項

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。
- (2) 落札決定に当たっては、様式3「入札書」に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 一人で二以上の入札をした者
 - オ 代理人でその資格のない者
 - カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (4) 入札の中止
 - 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。
 - ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。
- (5) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
 - イ 落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届（様式5）を提出すること。
- (7) 再度の入札
 - ア 開札をした場合において、落札者がいない場合は、開札後直ちに、再度の入札を行う。
 - イ 再入札の執行回数は、1回（1回目の入札を含め2回）を限度とする。
 - ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとする。
- (8) 入札書が次の各号に該当する場合は、無効の入札となる。
 - ア 金額の記載のないものまたは重複記載のあるもの。
 - イ 頭書金額が訂正されているもの。
 - ウ 所定の場所および日時に到達しないとき。

5 入札保証金

- (1) 入札者は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。
 - ア 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）
 - イ 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
 - ウ 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額
 - エ 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌月から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
 - オ 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - カ 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額
- (3) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 地方自治法施行令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ウ 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合（履行証明等を提出すること。）

6 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 地方自治法施行令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者に契約をする場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ウ 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（履行証明等を提出すること。）